

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和6年6月1日現在)

- ・中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。
- ・診療日及び診療時間
月～土（内科） 9：00～12：30 月～水・金（内科） 14：00～18：00
木（呼吸器内科） 9：00～12：30 日祝、木・土曜午後 休み

・次の基準に適合している旨の届出を行っています

I 入院基本料について

当病棟では、1日に8人以上の看護要員（看護師、准看護師及び看護補助者）が勤務しています。
なお、時間帯の配置は、次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時15分まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時～朝9時15分まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。

II 入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

[入院時1食あたりの負担額]

区分		令和6年6月1日から
①	一般の方	490円
②	住民税非課税の世帯に属する方 (③を除く)	230円
③	住民税非課税の世帯に属する方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	180円
④	②のうち、所得が一定基準に満たない方（重症者以外）	140円
⑤	②のうち、所得が一定基準に満たない方（重症者）	110円

※ ②、③、④、⑤に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減免認定証を、被保険者証等に添えて窓口へ提出してください。負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。

III 中国四国厚生局長に届け出ている施設基準

- ◆ 療養病棟入院基本料
- ◆ 療養病棟療養環境加算1
- ◆ 入院時食事療養/生活療養（I）
- ◆ がん治療連携指導料
- ◆ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ◆ 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
- ◆ 診療録管理体制加算3
- ◆ データ提出加算
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）・入院ベースアップ評価料